

国自安第139号
令和6年2月19日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局 安全政策課長

バスの安全運行の徹底について

本年に入り、福島県において、乗合バスが停留所を発進する際に、当該停留所で降車した歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故、また、広島県において、乗合バスが交差点を右折する際に、横断歩道を横断中の歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故が立て続けに発生しています。

令和5年の1年間にバス事業者が引き起こした死亡事故は、速報ベースで3件の報告があったところですが、本年は既に上記2件の報告があり、昨年1年間の報告件数に近づいていることから、大変憂慮すべき状況です。

改めて、下記について、会員事業者にも周知徹底するとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願い致します。

記

- (1) バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であること。特に、数多くの安全確認が必要となる停留所発進時には、ミラーや目視により、車両周囲、車内及び乗客が乗降したのかどうかの確認を確実に実施すること。
- (2) 交差点右左折時には、特に横断歩道及び横断歩道付近の歩行者や自転車の動向に注意するとともに、横断している又は横断しようとする歩行者がいる時は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないこと。